

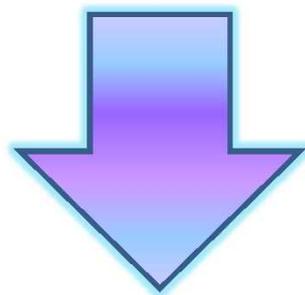
児童を対象とする給付事業等に係る 費用負担の現状

児童を対象とする給付事業等に係る費用負担の現状

児童福祉法に基づく事業

保育所、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業、家庭的保育事業

※小児慢性特定疾患治療研究事業も児童福祉法を根拠にしている。



国で利用者負担の目安を示しているもの。

	公費の割合	利用者負担の割合
保育所	約6割	約4割
放課後児童クラブ	約5割	約5割

保 育 所 徴 収 金 （ 保 育 料 ） 基 準 額 表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金（保育料）基準額（月額）	
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円	6,000円
第3階層	市町村民税非課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	市町村民税課税世帯	40,000円未満	30,000円
第5階層	40,000円以上 103,000円未満	27,000円 (保育単価限度)	44,500円
第6階層	103,000円以上 413,000円未満	41,500円 (保育単価限度)	61,000円
第7階層	413,000円以上 734,000円未満	58,000円 (保育単価限度)	80,000円 (保育単価限度)
第8階層	734,000円以上	77,000円 (保育単価限度)	104,000円 (保育単価限度)

※3歳未満児については、主食及び副食給食費、3歳以上児については副食給食費について一部徴収している。

放課後児童クラブにおける利用者負担について

- 放課後児童クラブは、運営費の1/2相当を公費負担とし、残りの1/2相当を利用者負担としている。
- 利用者負担額については、月額4,000円～8,000円の間で設定されている割合が高い。

<平成23年地域児童福祉事業等調査(厚生労働省)>

利用者負担	割合(2011年)
利用料なし	5.3%
利用料あり	94.7%

利用者負担ありの放課後児童クラブにおける利用料金

利用者負担(月額)	割合(2011年)
2,000円未満	3.9%
2,000～4,000円未満	14.3%
4,000～6,000円未満	28.3%
6,000～8,000円未満	24.6%
8,000～10,000円未満	12.1%
10,000～12,000円未満	7.2%
12,000～14,000円未満	4.2%
14,000～16,000円未満	2.7%
16,000円以上	2.7%

※飲食物費については、公費助成の対象外。

※第1回放課後児童クラブの基準に関する専門委員会資料抜粋